

令和8年2月佐賀県定例県議会議案

(その一)

佐 賀 県

目 次

甲第1号議案	令和8年度佐賀県一般会計予算	1
甲第2号議案	令和8年度佐賀県災害救助基金特別会計予算	21
甲第3号議案	令和8年度佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	23
甲第4号議案	令和8年度佐賀県就農支援資金特別会計予算	27
甲第5号議案	令和8年度佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援 特別会計予算	31
甲第6号議案	令和8年度佐賀県財政調整積立金特別会計予算	35
甲第7号議案	令和8年度佐賀県証紙特別会計予算	37
甲第8号議案	令和8年度佐賀県土地取得特別会計予算	39
甲第9号議案	令和8年度佐賀県産業用地造成事業特別会計予算	43
甲第10号議案	令和8年度佐賀県林業改善資金特別会計予算	47
甲第11号議案	令和8年度佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計予算	51
甲第12号議案	令和8年度佐賀県公債管理特別会計予算	55
甲第13号議案	令和8年度佐賀県育英資金特別会計予算	59
甲第14号議案	令和8年度佐賀県港湾整備事業特別会計予算	63
甲第15号議案	令和8年度地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金 特別会計予算	67
甲第16号議案	令和8年度佐賀県国民健康保険事業特別会計予算	71
甲第17号議案	令和8年度佐賀県工業用水道事業会計予算	75

甲第1号議案

令和8年度佐賀県一般会計予算

令和8年度佐賀県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ547,066,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円
		100,106,000
	1 県 民 税	33,086,000
	2 事 業 税	23,714,000
	3 地 方 消 費 税	21,742,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,783,000
	5 県 た ば こ 税	1,056,000
	6 ゴルフ場利用税	300,000
	8 軽 油 引 取 税	4,486,000
	9 自 動 車 税	10,247,000
	10 鉱 区 税	1,000
	12 狩 猟 税	8,000
	13 核 燃 料 税	3,543,000
	14 産 業 廃 棄 物 税	140,000
2 地方消費税清算金		47,596,000
	1 地方消費税清算金	47,596,000
3 地 方 譲 与 税		19,439,000
	2 地方揮発油譲与税	1,147,000

款	項	金額
	3 石油ガス譲与税	千円 43,000
	5 航空機燃料譲与税	12,000
	6 森林環境譲与税	45,000
	7 自動車重量譲与税	120,000
	8 特別法人事業譲与税	18,072,000
4 地方特例交付金		5,309,000
	1 地方特例交付金	5,309,000
5 地方交付税		173,244,000
	1 地方交付税	173,244,000
6 交通安全対策 特別交付金		190,738
	1 交通安全対策 特別交付金	190,738
7 分担金及び負担金		1,756,924
	1 分担金	51,094
	2 負担金	1,705,830
8 使用料及び手数料		5,963,539
	1 使用料	4,626,444
	2 手数料	1,337,095
9 国庫支出金		62,977,603
	1 国庫負担金	30,308,905

款	項	金額
	2 国庫補助金	千円 31,501,076
	3 委託金	1,167,622
10 財産収入		856,543
	1 財産運用収入	416,224
	2 財産売払収入	440,319
11 寄附金		1,646,924
	1 寄附金	1,646,924
12 繰入金		27,408,245
	1 特別会計繰入金	9,072,757
	2 基金繰入金	18,335,488
13 繰越金		100
	1 繰越金	100
14 諸収入		55,167,384
	1 延滞金、加算金及び過料等	52,529
	2 県預金利子	18,795
	3 貸付金元利収入	51,762,611
	4 受託事業収入	216,875
	5 収益事業収入	1,872,209
	7 雜入	1,244,365

款	項	金額
15 県 債		千円 45,404,000
	1 県 債	45,404,000
歳 入 合	計	547,066,000

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 1, 150, 599
	1 議 会 費	1, 150, 599
2 総 務 費		48, 583, 069
	1 総 務 管 理 費	19, 755, 084
	2 企 画 費	19, 149, 416
	3 徴 税 費	4, 772, 619
	4 市 町 村 振 興 費	1, 399, 276
	5 選 挙 費	615, 074
	6 防 災 費	2, 198, 059
	7 統 計 調 査 費	325, 422
	8 人 事 委 員 会 費	164, 340
	9 監 査 委 員 費	203, 779
3 民 生 費		59, 693, 407
	1 社 会 福 祉 費	34, 047, 032
	2 児 童 福 祉 費	23, 550, 168
	3 生 活 保 護 費	2, 075, 777
	4 災 害 救 助 費	20, 430
4 衛 生 費		32, 452, 582

款	項	金額
		千円
	1 公衆衛生費	21,546,564
	2 環境衛生費	2,820,051
	3 保健所費	1,746,717
	4 医薬費	6,339,250
5 労 勵 費		1,653,228
	1 労政費	719,962
	2 職業訓練費	863,263
	4 労働委員会費	70,003
6 農林水産業費		29,084,462
	1 農業費	9,254,205
	2 畜産業費	2,358,255
	3 農地費	11,252,612
	4 林業費	3,264,678
	5 水産業費	2,954,712
7 商工費		63,524,893
	1 商業費	2,265,910
	2 工礦業費	60,250,522
	3 観光費	1,008,461
8 土木費		56,171,608

款	項	金額
	1 土木管理費	千円 2,106,680
	2 道路橋りょう費	27,226,204
	3 河川海岸費	16,866,252
	4 港湾費	3,022,574
	5 都市計画費	4,548,533
	6 住宅費	2,401,365
9 警察費		24,709,595
	1 警察管理費	22,719,336
	2 警察活動費	1,990,259
10 教育費		114,474,641
	1 教育総務費	24,570,277
	2 小学校費	28,709,282
	3 中学校費	18,934,702
	4 高等学校費	23,144,919
	5 特別支援学校費	9,976,551
	6 社会教育費	3,177,731
	7 保健体育費	5,961,179
11 災害復旧費		4,625,258
	1 農林水産施設費 災害復旧費	3,066,417

款	項	金額
	2 土木施設費 災害復旧費	千円 1,258,336
	3 文教施設費 災害復旧費	250,505
	8 その他公共施設等 災害復旧費	50,000
12 公債費		61,520,504
	1 公債費	61,520,504
13 諸支出金		49,222,154
	2 地方消費税 清算金	21,337,987
	3 利子割交付金	238,214
	4 配当割交付金	625,528
	5 株式等譲渡所得割 交付金	1,181,206
	6 地方消費税 交付金	23,868,581
	7 ゴルフ場利用税 交付金	216,436
	12 環境性能割 交付金	13,610
	13 法人事業税 交付金	1,740,592
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		547,066,000

第2表 繼 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
10 教育費	4 高学校等費	県立期備学校全業 長整事業	千円 859,693	8	千円 39,954
				9	819,739
10 教育費	5 特別支援学校費	県立期備学校全業 長整事業	千円 103,356	8	千円 5,900
				9	97,456

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(地方債の共同発行によって生ずる連帶債務) 地方債の共同発行によって生ずる連帶債務	令和8年度 (令和18年度 計 11 年	千円 令和8年度の共同発行市場公募地方債(グリーンボンド)に係る債務負担総額1,250億円から、本県負担額20億円を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
(職員宿舎施設整備事業の請負契約) 桜丘第一宿舎及び桜丘第二宿舎の外壁等改修工事のための請負契約	令和9年度	188,511
(旧鹿島総合庁舎跡地整備事業の請負契約) 旧鹿島総合庁舎跡地の雨水対策工事のための請負契約	令和9年度	24,070
(佐賀県公共ネットワークの運用・保守の委託契約) 佐賀県公共ネットワークの運用・保守のための委託契約	令和9年度 (令和11年度 計 3 年	184,822
(旅費事務システムの改修に伴う賃貸借契約) 旅費事務システムの改修に伴う機器等賃貸借契約	令和9年度 (令和11年度 計 3 年	2,574

事 項	期 間	限 度 額
(財務経営システムの開発の委託契約) 財務経営システムの再構築に係るシステム開発のための委託契約	令和 9 年度	千円 83,600
(臨港道路維持管理業務の委託契約) 県が管理する臨港道路の維持管理業務の委託契約	令和 9 年度	9,848
(広告掲出に係る請負契約) プロスポーツチームへの広告掲出に係る請負契約	令和 9 年度	56,916
(全国障害者スポーツ大会九州ブロック地区予選会への選手等派遣に係る委託契約) 全国障害者スポーツ大会九州ブロック地区予選会への選手等の派遣及び事前説明会開催等のための委託契約	令和 9 年度	20,635
(佐賀空港公園の維持管理業務の委託契約) 佐賀空港公園の維持管理業務の委託契約	令和 9 年度	15,100
(九州佐賀国際空港土木施設の維持管理業務の委託契約) 九州佐賀国際空港土木施設の維持管理業務の委託契約	令和 9 年度	35,100
(九州陶磁文化館施設整備事業の請負契約) 九州陶磁文化館の屋根等改修工事のための請負契約	令和 9 年度	143,634

事 項	期 間	限 度 額
(空間放射線測定装置の運用・保守の委託契約) 空間放射線測定装置の更新に伴う運用・保守のための委託契約	令和9年度 (令和14年度 計 6 年	千円 31,020
(佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業に係る利子補給) 県民ががん先進医療を受ける際、治療費を金融機関から借り受けた場合の令和8年返済開始分に係る利子補給	令和9年度 (令和15年度 計 7 年	1,155
(検診車整備事業の請負契約) 肺がん検診車の機器更新に係る請負契約	令和9年度	23,311
(医師修学資金等貸与事業貸付金) 令和8年度に佐賀大学医学部医学科に佐賀県推薦入学特別選抜にて入学する者、県内基幹施設の専門プログラムにおいて特定診療科の専門研修を受けている専攻医等に対する貸付金	令和9年度 (令和13年度 計 5 年	164,880
(臨床研修医の海外留学特別研修に係る委託契約) 臨床研修医の海外留学特別研修に係る委託契約	令和9年度 (令和10年度 計 2 年	46,400
(佐賀県子ども・若者総合相談センター相談業務の委託契約) 佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける相談業務の委託契約	令和9年度 (令和10年度 計 2 年	58,954

事 項	期 間	限 度 額
(中小企業事業資金損失補償) 令和8年度における小規模事業貸付、さが創生貸付、経営強化貸付及び経営安定化貸付（経営改善資金、セーフティネット資金及び災害復旧資金に限る。）制度による融資に係る保証の実施により、佐賀県信用保証協会が損失を受けた場合に2分の1を限度としての損失補償、並びに令和8年度における経営安定化貸付（事業再生資金及び条件変更改善型借換資金に限る。）制度による融資に係る保証の実施により、佐賀県信用保証協会が損失を受けた場合に10分の9を限度としての損失補償	令和9年度 ～ 令和29年度 計 21 年	千円 174,970
(シンクロトロン光応用研究施設整備事業の請負契約) 九州シンクロトロン光研究センターの放射光発生設備の光源部改修工事のための請負契約	令和9年度	157,999
(SAGAものスゴフェスタに係る負担金) SAGAものスゴフェスタ開催に必要な経費に対する負担金	令和9年度	45,665
(誘致企業の立地促進等に係る補助) 誘致企業が行う工場等の整備及び雇用促進に必要な経費に対する補助	令和9年度 ～ 令和12年度 計 4 年	4,694,400

事 項	期 間	限 度 額
(奨学金返還支援に係る負担金) 県内企業の従業員への奨学金返還支援に必要な経費に対する負担金	令和 9 年度 (令和12年度 計 4 年	千円 40,000
(離職者等再就職訓練事業の委託契約) 民間教育訓練機関等への離職者等再就職訓練事業の委託契約	令和 9 年度 (令和10年度 計 2 年	86,548
(工業技術センター施設整備事業の請負契約) 工業技術センターの電気設備改修工事のための請負契約	令和 9 年度	151,415
(産業技術学院施設整備事業の請負契約) 産業技術学院の給排水設備改修工事のための請負契約	令和 9 年度	145,418
(農業経営負担軽減支援資金利子補給) 令和 8 年度における農業者の農業経営負担軽減支援資金の借り入れに対し、融資機関が貸付けた場合に国が定める率を限度としての利子補給	令和 9 年度 (令和23年度 計 15 年	1,383
(農業災害等対策特別資金利子補給) 令和 8 年度における農業者等の佐賀県農業災害等対策特別資金の借り入れに対し、市町が利子補給を行った場合に県が 2 分の 1 以内を補給	令和 9 年度 (令和14年度 計 6 年	412

事 項	期 間	限 度 額
(林業災害等対策特別資金利子補給) 令和8年度における林業者等の佐賀県林業災害等対策特別資金の借り入れに対し、市町が利子補給を行った場合に県が2分の1以内を補給	令和9年度 (令和14年度 計 6 年	千円 325
(漁業災害等対策特別資金利子補給) 令和8年度における漁業者等の佐賀県漁業災害等対策特別資金の借り入れに対し、市町が利子補給を行った場合に県が2分の1以内を補給	令和9年度 (令和14年度 計 6 年	403
(担い手支援資金損失補償) 令和8年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人佐賀県農業公社に融資する担い手支援資金に対する損失補償（農地売買支援対策事業）	令和8年度 (令和9年度 計 2 年	500,000
(園芸団地整備資金債務保証) 令和8年度に金融機関が公益社団法人佐賀県農業公社に融資する園芸団地整備資金に対する債務保証	令和8年度 (令和23年度 計 16 年	42,780
(畜産特別資金融通事業利子補給) 令和8年度における農業者の畜産特別資金の借り入れに対し、農協等が利子補給を行った場合に県が3分の1以内を補給	令和9年度 (令和33年度 計 25 年	3,586
(電子入札システムの開発及び運用・保守の委託契約) 電子入札システムの再構築に係るシステム開発及び運用・保守のための委託契約	令和9年度 (令和13年度 計 5 年	232,320

事 項	期 間	限 度 額
(道路改良事業の請負契約) 一般国道444号道路改良事業に伴う佐賀 福富道路建設工事のための請負契約	令和 9 年度	千円 240,000
(道路整備交付金事業の請負契約) 一般国道207号道路整備交付金事業に伴 う嘉瀬橋補修補強工事のための請負契約	令和 9 年度	240,000
(道路整備交付金事業の用地補償契約) 一般国道498号道路整備交付金事業に伴 う建設工事のための用地補償契約	令和 9 年度	48,000
(道路橋りょう維持管理業務の委託契約) 県が管理する道路の維持管理業務の委託 契約	令和 9 年度	1,500,000
(公共事業用地取得に関連した代替地取 得資金損失補償) 令和 8 年度に金融機関が佐賀県土地開発 公社に融資する公共事業用地の代替地取 得資金に対する損失補償	令和 8 年度 令和 9 年度 計 2 年	100,000千円を限度 とする融資及び当該 融資に伴い必要な利 子の支払いにあてる ための融資につき、 償還期限到来後 3 か 月を経過してなお弁 済されない元利金相 当額
(2027年国際園芸博覧会に係る負担 金) 2027年国際園芸博覧会出展に必要な 経費に対する負担金	令和 9 年度	4,000
(県営住宅ストック総合改善事業の請負 契約) 県営中折団地ストック総合改善事業に伴 う住戸内部改修工事のための請負契約	令和 9 年度	132,966

事 項	期 間	限 度 額
(ダム設備保守点検業務の委託契約) 県が管理するダムの設備保守点検業務の委託契約	令和 9 年度	千円 122, 207
(広域河川改修事業の請負契約) 一級河川晴気川広域河川改修事業に伴う堰下部工工事のための請負契約	令和 9 年度	140, 000
(広域河川改修事業の請負契約) 二級河川浜川広域河川改修事業に伴う護岸工事のための請負契約	令和 9 年度	58, 000
(河川巡視等業務の委託契約) 県が管理する河川の巡視及び清掃等業務の委託契約	令和 9 年度	238, 640
(本庁共用車の一括管理に係る車両の賃貸借契約) 本庁公用車活用の効率化のための共用車賃貸借契約	令和 9 年度 (令和18年度 計 10 年	38, 944
(総務事務効率化関連システムの労働者派遣契約) 総務事務の効率化に伴う福利厚生事務及び手当認定事務に係る労働者派遣契約	令和 9 年度	2, 456
(佐賀県議会速記業務の委託契約) 佐賀県議会会議規則に定める会議録に係る速記業務の委託契約	令和 9 年度	4, 070

事 項	期 間	限 度 額
(学習用端末の賃貸借契約) 県立特別支援学校の生徒が使用する学習用端末の賃貸借契約	令和 9 年度 (令和14年度 計 6 年	千円 87,834
(県外募集生徒支援事業に係る補助) 有田町が行う有田工業高等学校の全国募集枠生徒（令和 9 年度入学生）への支援金支給に必要な経費に対する補助	令和 9 年度 (令和11年度 計 3 年	2,592
(航空機点検整備の請負契約) 警察用航空機の点検整備に係る請負契約	令和 9 年度	121,199
(技能試験車両の購入) 運転免許試験場の技能試験車両の購入	令和 9 年度	35,252

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
1 公共事業等	14,076,000	1 普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	1 債還期間は、50年以内(30年以内の据置期間を含む。)
2 公営住宅建設事業	571,000			
3 災害復旧事業	932,000			
4 教育・福祉施設等整備事業	2,036,000			
(1) 学校教育施設等整備事業	709,000	2 政府、銀行等から借入れ	金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の	2 債還方法は、元利均等、元金均等又は満期一括等
(2) 社会福祉施設整備事業	52,000			
(3) 一般補助施設整備等事業	1,275,000	3 令和8年度とし、借入先と協議	利率	
5 一般単独事業	23,023,000			
(1) 一般事業	5,779,000			3 県財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は借換えをすることができる。
(2) 地域活性化事業	69,000			
(3) 防災対策事業	56,000			
(4) 地方道路等事業	5,482,000			
(5) 緊急防災・減災事業	306,000			
(6) 公共施設等適正管理事業	2,344,000	4 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。		
(7) 緊急自然災害防止事業	6,355,000			
(8) 緊急浚渫推進事業	2,003,000			
(9) 脱炭素化推進事業	504,000			
(10) デジタル活用推進事業	33,000			
(11) 高等学校教育改革等推進事業	92,000			
6 行政改革推進	4,766,000			
計	45,404,000			

甲第2号議案

令和8年度佐賀県災害救助基金特別会計予算

令和8年度佐賀県の災害救助基金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,601千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
9 国 庫 支 出 金		千円
	1 国 庫 負 担 金	16,593
10 財 産 収 入		
	1 財 産 運 用 収 入	500
12 繰 入 金		
	1 一般会計繰入金	30,442
	2 基 金 繰 入 金	35,066
歳 入 合 計		82,601

歳 出

款	項	金額
1 災 害 救 助 基 金 費		千円
	1 災 害 救 助 基 金 費	82,601
歳 出 合 計		82,601

甲第3号議案

令和8年度佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度佐賀県の母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繼 入 金		千円 15,384
	1 一般会計繰入金	15,384
13 繰 越 金		25,621
	1 繰 越 金	25,621
14 諸 収 入		35,526
	2 貸付金元利収入	35,506
	3 雜 入	20
15 県 債		17,292
	1 県 債	17,292
歳 入 合 計		93,823

歳 出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		千円 52,764
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金	45,943
	2 貸 付 事 務 費	6,821
2 繼 出 金		10,002
	1 一般会計繰出金	10,002
3 予 備 費		31,057
	1 予 備 費	31,057
歳 出 合 計		93,823

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金	千円 17, 292	普 通 貸 借	無利子	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法（昭和39 年法律第129 号）の定める ところによる。
計	17, 292			

甲第4号議案

令和8年度佐賀県就農支援資金特別会計予算

令和8年度佐賀県の就農支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繼 入 金		千円 2,356
	1 一般会計繰入金	2,356
13 繰 越 金		20,486
	1 繰 越 金	20,486
14 諸 収 入		6,371
	2 貸付金元金収入	4,370
	3 雜 入	2,001
歳 入 合 計		29,213

歲 出

款	項	金額
		千円
1 農業改良資金費		5,925
	2 貸付事務費	3,925
	3 償還金	2,000
2 就農支援資金費		98
	2 貸付事務費	98
3 公債費		1,560
	1 公債費	1,560
4 繰出金		2,113
	1 一般会計繰出金	2,113
5 予備費		19,517
	1 予備費	19,517
歲出合計		29,213

甲第5号議案

令和8年度佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援
特別会計予算

令和8年度佐賀県の小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰 入 金		千円 5,897
	1 一般会計繰入金	5,897
13 繰 越 金		65,437
	1 繰 越 金	65,437
14 諸 収 入		25,280
	2 貸付金元利収入	25,077
	3 雜 入	203
歳 入 合 計		96,614

歳 出

款	項	金額
1 小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金		千円 9,908
	1 小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金	2,300
	2 貸付事務費	7,608
2 公債費		13,597
	1 公債費	13,597
3 繰出金		9,383
	1 一般会計繰出金	9,383
5 予備費		63,726
	1 予備費	63,726
歳出合計		96,614

甲第6号議案

令和8年度佐賀県財政調整積立金特別会計予算

令和8年度佐賀県の財政調整積立金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,036,648千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
10 財産収入		千円
	1 財産運用収入	36,648
12 繰入金		36,648
	1 積立金繰入金	6,000,000
歳入合計		6,036,648

歳 出

款	項	金額
1 財政調整積立金		千円
	1 財政調整積立金	36,648
2 繰出金		36,648
	1 一般会計繰出金	6,000,000
歳出合計		6,036,648

令和8年度佐賀県証紙特別会計予算

令和8年度佐賀県の証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,754,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
13 繰 越 金		千円 95,425
	1 繰 越 金	95,425
14 諸 収 入		10
	1 雜 入	10
16 証 紙 収 入		1,659,067
	1 証 紙 収 入	1,659,067
歳 入 合 計		1,754,502

歳 出

款	項	金額
1 繰 出 金		千円 1,752,485
	1 一般会計繰出金	1,752,285
	2 歳入歳出外現金繰出金	200
2 諸 支 出 金		2,017
	1 返 還 金	2,017
歳 出 合 計		1,754,502

令和8年度佐賀県土地取得特別会計予算

令和8年度佐賀県の土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,738,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

佐賀県知事 山 口 祥 義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
10 財 産 収 入		千円
		1,045,037
	1 財 産 運 用 収 入	5,500
	2 財 産 売 払 収 入	1,039,537
12 繰 入 金		7,800,000
	1 一般会計繰入金	5,000,000
	2 基 金 繰 入 金	2,800,000
15 県 債		1,893,000
	1 県 債	1,893,000
歳 入 合 計		10,738,037

歳 出

款	項	金額
		千円
1 土地取得費		1,893,000
	1 土地取得費	1,893,000
2 公債費		996,902
	1 公債費	996,902
3 繰出金		7,848,135
	1 一般会計繰出金	2,800,000
	2 土地開発基金 繰出金	5,048,135
歳出合計		10,738,037

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得事業	千円 1, 893, 000	<p>1 普通貸借又は証券発行</p> <p>2 政府、銀行等から借入れ</p> <p>3 令和8年度とし、借入先と協議 ただし、繰り越して借り入れができる。</p> <p>4 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>年9.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</p>	<p>1 債還期間は、50年以内(30年以内の据置期間を含む。)</p> <p>2 債還方法は、元利均等又は元金均等等</p> <p>3 県財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は借換えをすることができる。</p>
計	1, 893, 000			

甲第9号議案

令和8年度佐賀県産業用地造成事業特別会計予算

令和8年度佐賀県の産業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ333,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

佐賀県知事 山 口 祥 義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
10 財産収入		千円 31,480
	1 財産運用収入	31,480
12 繰入金		127,909
	1 一般会計繰入金	127,909
15 県債		174,000
	1 県債	174,000
歳入合計		333,389

歳 出

款	項	金額
		千円
1 土地管理費		49,883
	1 土地管理費	49,883
2 繰出金		9,944
	1 一般会計繰出金	9,944
3 土地造成費		273,562
	1 土地造成費	273,562
歳出合計		333,389

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
産業用地造成事業	千円 174,000	<p>1 普通貸借又は証券発行</p> <p>2 政府、銀行等から借入れ</p> <p>3 令和8年度とし、借入先と協議 ただし、繰り越して借り入れができる。</p> <p>4 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>年9.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当該見直し後の利率</p>	<p>1 債還期間は、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）</p> <p>2 債還方法は、元利均等、元金均等又は満期一括等</p> <p>3 県財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は借換えをすることができる。</p>
計	174,000			

令和8年度佐賀県林業改善資金特別会計予算

令和8年度佐賀県の林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,336千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰 入 金		千円 2,233
	1 一般会計繰入金	2,233
13 繰 越 金		77,609
	1 繰 越 金	77,609
14 諸 収 入		8,494
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元金収入	8,491
	3 雜 入	2
歳 入 合 計		88,336

歳 出

款	項	金額
1 林業改善資金費		千円 82,233
	1 林業改善資金 貸付金	80,000
	2 貸付事務費	2,233
2 予備費		6,103
	1 予備費	6,103
歳出合計		88,336

令和8年度佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度佐賀県の沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰 入 金		千円 915
	1 一般会計繰入金	915
13 繰 越 金		263, 548
	1 繰 越 金	263, 548
14 諸 収 入		3, 428
	1 県預金利子	1, 000
	2 貸付金元金収入	2, 428
歳 入 合 計		267, 891

歳 出

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金費		千円
		51,915
	1 沿岸漁業改善資金 貸 付 金	51,000
	2 貸 付 事 務 費	915
2 予 備 費		215,976
	1 予 備 費	215,976
歳 出 合 計		267,891

令和8年度佐賀県公債管理特別会計予算

令和8年度佐賀県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,607,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

佐賀県知事 山 口 祥 義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰 入 金		千円 75,763,037
	1 一般会計繰入金	65,363,037
	2 基 金 繰 入 金	10,400,000
15 県 債		25,844,200
	1 県 債	25,844,200
歳 入 合 計		101,607,237

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 91,224,884
	1 公 債 費	91,224,884
2 県債管理基金積立費		10,382,353
	1 県 債 管 理 基 金 積 立 費	10,382,353
歳 出 合 計		101,607,237

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換	千円 25,844,200	<p>1 普通貸借又は証券発行</p> <p>2 政府、銀行等から借入れ</p> <p>3 令和8年度とし、借入先と協議 ただし、繰り越して借り入れができる。</p> <p>4 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>年9.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</p>	<p>1 債還期間は、50年以内(30年以内の据置期間を含む。)</p> <p>2 債還方法は、元利均等又は元金均等等</p> <p>3 県財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は借換えをすることができる。</p>
計	25,844,200			

令和8年度佐賀県育英資金特別会計予算

令和8年度佐賀県の育英資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,494,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繼 入 金		千円 1,990
	2 基 金 繼 入 金	1,990
13 繰 越 金		951,103
	1 繰 越 金	951,103
14 諸 収 入		541,769
	2 貸付金元金収入	541,769
歳 入 合 計		1,494,862

歳 出

款	項	金額
1 育英資金貸付金		千円
	1 育英資金貸付金	329,541
	2 貸付事務費	290,566
	3 償還金	36,624
2 繰出金		2,351
	1 一般会計繰出金	241,315
3 予備費		924,006
	1 予備費	924,006
歳出合計		1,494,862

令和8年度佐賀県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度佐賀県の港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,086,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

佐賀県知事 山 口 祥 義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
8 使用料及び手数料		千円 253,125
	1 使用料	253,125
12 繰入金		116,562
	1 一般会計繰入金	116,562
13 繰越金		124,349
	1 繰越金	124,349
14 諸収入		2,925
	7 雜入	2,925
15 県債		589,500
	1 県債	589,500
歳入合計		1,086,461

歲 出

款	項	金額
1 港 湾 施 設 事 業 費		千円
	1 港 湾 施 設 管 理 費	367,081
	2 港 湾 施 設 建 設 費	226,121
2 公 債 費		140,960
	1 公 債 費	719,380
	歲 出 合 計	719,380
		1,086,461

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	千円 589,500	<p>1 普通貸借又は証券発行</p> <p>2 政府、銀行等から借入れ</p> <p>3 令和8年度とし、借入先と協議 ただし、繰り越して借り入れができる。</p> <p>4 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>年9.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</p>	<p>1 債還期間は、50年以内(30年以内の据置期間を含む。)</p> <p>2 債還方法は、元利均等又は元金均等等</p> <p>3 県財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は借換えをすることができる。</p>
計	589,500			

甲第15号議案

令和8年度地方独立行政法人佐賀県医療センター
好生館貸付金特別会計予算

令和8年度佐賀県の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,561,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

佐賀県知事 山 口 祥 義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
7 分担金及び負担金		千円 39,510
	1 負 担 金	39,510
14 諸 収 入		1,487,537
	1 貸付金元利収入	1,487,537
15 県 債		2,034,000
	1 県 債	2,034,000
歳 入 合 計		3,561,047

歳 出

款	項	金額
1 地方独立行政法人佐賀県 医療センター好生館貸付金		千円 2,034,000
	1 地方独立行政法人佐賀県 医療センター好生館貸付金	2,034,000
2 公 債 費		1,527,047
	1 公 債 費	1,527,047
歳 出 合 計		3,561,047

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
佐賀県医療センター 好 生 館 貸 付 金	千円 2, 034, 000	1 普通貸借又は 証券発行 2 政府、銀行等 から借り入れ 3 令和8年度と し、借入先と 協議 ただし、繰り 越して借り入 れることができる。 4 発行価格が額 面金額を下回 るときは、そ の発行差額を うめるため必 要な金額をこ れに加算した 額とすること ができる。	年9.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率	1 債還期間は、 50年以内 (30年以内 の据置期間 を含む。) 2 債還方法は、 元利均等又 は元金均等 等 3 県財政の都 合により、 繰上償還、 償還年限の 短縮又は借 換えをする ことができる。
計	2, 034, 000			

令和8年度佐賀県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度佐賀県の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,630,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
7 分担金及び負担金		千円 24,680,749
	2 負 担 金	24,680,749
9 国 庫 支 出 金		23,923,622
	1 国 庫 負 担 金	15,757,192
	2 国 庫 補 助 金	8,166,430
10 財 産 収 入		31,697
	1 財 産 運 用 収 入	31,697
12 繰 入 金		5,193,391
	1 一般会計繰入金	4,852,512
	2 基 金 繰 入 金	340,879
14 諸 収 入		31,800,795
	5 雜 入	31,800,795
歳 入 合 計		85,630,254

歳 出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険事業費		85,330,254
	1 国 民 健 康 保 險 事 業 費	85,330,254
3 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		85,630,254

令和8年度佐賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度佐賀県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34か所
(2) 年間総給水量	13,145,468m ³
(3) 1日平均給水量	36,114m ³
(4) 主な建設改良事業	
能力増強工事	一式
管路更新工事設計委託	一式
管路更新工事	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		533,325千円
第1項 営業収益		383,123千円
第2項 営業外収益		150,202千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		610,198千円
第1項 営業費用		582,210千円
第2項 営業外費用		12,188千円
第3項 特別損失		10,800千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 164,135千円は、損益勘定留保資金 160,422千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,713千円で補填するものとする。)

取 入

第1款 資本的収入	1,234,200千円
第1項 企 業 債	1,124,000千円
第2項 補 助 金	110,200千円

支 出

第1款 資本的支出	1,398,335千円
第1項 建設改良費 (企業債)	1,398,335千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
工業用水道事業	千円 1,124,000	<p>1 普通貸借又は証券発行</p> <p>2 政府、銀行等から借入れ</p> <p>3 令和8年度とし、借入先と協議 ただし、繰り越して借り入れができる。</p> <p>4 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>年9.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当該見直し後の利率</p>	<p>1 債還期間は、30年以内(5年以内の据置期間を含む。)</p> <p>2 債還方法は、元利均等、元金均等又は満期一括等</p> <p>3 東部工業用水道局の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は借換えをすることができる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

　　営業費用と営業外費用間における経費の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

　　職員給与費 111,162千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、990千円と定める。

令和8年2月13日提出

佐賀県知事 山口祥義

